破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成１９年（フ）第４２５６号
大阪府箕面市新稲３丁目17番４号、開始決定時の住所大阪府豊中市新千里東町２丁目５番４―1605号
破産者　松本　充生
1　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
2　一般調査期日　平成25年９月３日午後２時30分
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８号
大阪府八尾市恩智中町４丁目99番地
破産者　東森　敏英
1　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後３時
平成25年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７８号
大阪市天王寺区玉造本町13番13―801号
破産者　西山　佳孝
1　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後３時30分
平成25年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６号
宮崎市大字郡司分甲341番地７
破産者　阿部　　誠
1　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
2　一般調査期日　平成25年８月30日午後３時30分
平成25年７月２日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６１号
さいたま市西区大字二ツ宮406番地
破産者　亡葩島章相続財産
1　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午前10時
平成25年７月１日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
埼玉県朝霞市仲町２丁目２番19号　リンクス花月503
破産者　若松　優子
1　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
2　一般調査期日　平成25年９月24日午後３時
平成25年７月１日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１０６号
山口県周南市築港町１番14号
破産者　徳山電業株式会社
異議申述期間　平成25年８月２日まで
平成25年７月２日　山口地方裁判所周南支部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第３２３４号
埼玉県所沢市北中４丁目460―７
破産者　宮里　秀一
審尋期日　平成25年10月２日午後２時
平成25年６月27日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０２１号
東京都港区海岸３丁目20番20号
清算株式会社　株式会社エムエフ
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第６号
東京都港区東新橋１丁目９番１号
更生会社　株式会社ウィルコム
管財人　腰塚　和男
同　　宮内　　謙
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第７号
大阪府池田市上池田１丁目８番16号
再生債務者　株式会社ウエストワンズ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂島ビルヂング711号室　弁護士法人苗村法律事務所　弁護士　苗村　博子
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２６号
山形市大字漆山2497番地
再生債務者　東北ビバレッジ株式会社
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年９月３日から平成25年９月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第２９号
山梨県笛吹市御坂町下黒駒1611　金川工業団地内、商業登記簿上の本店所在地山梨県甲府市善光寺１丁目28番17号
再生債務者　株式会社フッコー
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年９月11日から平成25年９月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
東京都渋谷区代々木１丁目43番７号
再生債務者　日本エコロジア株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画変更

平成２４年（再）第１９号
群馬県高崎市高浜町1062番地
再生債務者　ミヤマブロイラー株式会社
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成25年６月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２７号
群馬県安中市松井田町横川1045番地
再生債務者　有限会社碓氷ブロイラー
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成25年６月27日
東京地方裁判所民事第20部